

## 保育所保育料・市立保育所延長保育料・市立保育所食事提供費 領収のお知らせ 交付申請書記入要領

認可保育所の保育料、市立保育所延長保育料、市立保育所食事提供費で、申請書が異なります。  
2つ以上の領収のお知らせが必要な場合は、それぞれ申請をお願いします。

### 毎月の発行について

毎月領収のお知らせの発行を希望する場合、納入をご確認のうえ、毎月申請書を郵送にて提出してください。  
※申請日の翌月以降の発行希望については申請書をご返却いたします。

送付先: 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル10階  
こども青少年局保育・教育認定課 収納担当  
電 話: 671-0259

### 申請者:

電話番号欄には、日中連絡がつく電話番号の記載をお願いします。

領収のお知らせの送付先は、個人情報保護のため、保護者の住所(住民登録しているところ)へ返信します。  
(返信用封筒は不要です)

### 保護者(納入義務者):

領収のお知らせは、当時の**保護者登録者(納入義務者)名義の発行**となります。

例えば、保育所の内定や保育料算定の通知に記載される保護者が父親の場合、保育料の納入義務者は父親となりますので、父親名義の領収のお知らせを発行します。ご不明な場合はお問い合わせください。なお、申請書の保護者欄に母親等別の方の名前が記載されていても保護者登録が父親であれば父親名義の発行となります。

### 児童名:

児童ひとりにつき、1枚の申請をお願いします。お名前と生年月日により、対象児童のデータを検索しますので、誤りが無いようご確認をお願いします。

### 該当月:

領収のお知らせを希望する保育料納入月を記入してください。

申請日より後の月の申請はできません。

### 備考:

各月の領収日、口座名義人(カタカナでの表示となります)の記載が必要な場合は、備考欄の口には✓をつけてください。

### 発行スケジュール

【Ⅰ期】毎月 1日から10日まで保育・教育認定課到着分(消印有効)・・・20日発行

【Ⅱ期】毎月11日から20日まで保育・教育認定課到着分(消印有効)・・・月末発行


【Ⅲ期】毎月21日から月末まで保育・教育認定課到着分(消印有効)・・・10日発行

※各日付が土日祝の場合は、いずれも翌開庁日を発行日とします。

※至急発行のご希望にはお応えできませんので、提出先への提出期限を勘案し、申請してください。

※前月分の口座振替結果が本市のデータに反映するのが毎月8日～11日頃となります。

例えば、3月分(3月28日振替予定)の領収のお知らせ申請書を前もって郵送していただいても、発行は4月20日発行分となります。

 領収のお知らせは、本市所定の様式でのみ発行します。会社様式等への証明はできませんので、あらかじめご了承ください。